

令和 6 年第 2 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 6 月 5 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 6 月 5 日（水）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	長 根 一 彦
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	上 野 義 孝
町 民 課	長	富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課	長	木 明 修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長	飯田	満
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	玉山	順一
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

議事日程（第 1 号）

- | | |
|-------|--------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案の上程 |
| 日程第 5 | 提案理由説明 |
| 日程第 6 | 常任委員会報告 |
| | 1、総務常任委員会 |
| | 2、建設産業保健衛生常任委員会 |
| 日程第 7 | 特別委員会報告 |
| | 1、議会改革検討特別委員会 |
| | 2、統合小学校新築事業調査特別委員会 |

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

- | | |
|-----|---------|
| 4 番 | 村 中 玲 子 |
| 9 番 | 野 坂 充 |

町長の提出議案

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 報告第 1 号 | 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件） |
| 報告第 2 号 | 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件） |
| 報告第 3 号 | 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件） |
| 報告第 4 号 | 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件） |
| 報告第 5 号 | 令和 5 年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 報告第 6 号 | 令和 5 年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 報告第 7 号 | 令和 6 年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について |
| 承認第 3 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（特別災害による |

被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

承認第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (野辺地町町税条例の一部を改正する条例)

承認第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

承認第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (野辺地町町税条例の一部を改正する条例)

承認第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (野辺地町水道事業条例及び野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例)

議案第38号 令和 6 年度野辺地町一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第39号 令和 6 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第40号 令和 6 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第41号 令和 6 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第42号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

議案第43号 野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案

議案第44号 野辺地町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第45号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第46号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議会の提出議案 な し

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） ただいまから令和 6 年第 2 回野辺地町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

（午前 9 時 3 0 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、4 番、村中玲子君、9 番、野坂 充君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期について審査した結果を事前に皆様に配付しております。
本定例会の会期は、本日から 6 月 7 日までの 3 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 7 日までの 3 日間に決定しました。

会期日程	
6 月 5 日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の上程、提案理由説明、委員会報告）
6 月 6 日	本会議（一般質問）
6 月 7 日	本会議（議案審議）

◎教育長挨拶

○議長（岡山義廣君） ここで、令和 6 年 4 月 1 日付けで新たに野辺地町教育委員会教育長に任命された小野淳美君から就任に当たっての挨拶の申出がありましたので、許可します。

教育長。

○教育長（小野淳美君） おはようございます。4 月から教育長として参りました小野淳美です。

私は、野辺地小学校、野辺地中学校、野辺地高校と野辺地町で過ごし、大学を卒業後、むつ市、三沢市、七戸町、黒石市、田子町と、そこで働いてまいりました。高校教員として各地区、上北、下北、三八、中南地区で経験を積んでまいりました。専門は、看護と福祉です。野辺地町でも卒業生が病院をはじめ、様々な場面で活躍していることを大変うれしく思っております。昔から野辺地町は歴史ある町、そして教育の町と言われて、私が子供時代、教育長といえば若山好美先生で、学べ、学べ、そして学べという言葉が耳に残っております。先生の教えを引き継いで、大人も子供も共に学ぶ町として、これまでの経験を基にふるさとの野辺地町に最後の恩返しと思って頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（岡山義廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は1件です。

過般の議会運営委員会で審査により、お手元に配りました陳情文書表のとおり、陳情第1号は総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第4、議案の上程であります。報告第1号から第7号まで、承認第3号から第8号まで、議案第38号から第46号までを一括上程します。

日程第5、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 皆様おはようございます。本日ここに、令和6年第2回町議会定例会が開催され、提案いたしました各議案についてご審議いただくに当たり、諸般の事項についてご報告申し上げます。

初めに、4月20日から5月6日までにかけて、愛宕公園で開催された「のへじ春まつり」についてであります。

この季節の町の風物詩となった「鯉のぼり遊泳」では、設置に当たり、町民有志や商工会関係者のほか、野辺地高等学校の生徒にも参加していただきました。掲げられたおよそ150匹の色とりどりのこいのぼりが、会場を訪れた人たちを楽しませてくれました。

また、まつり期間中は比較的天候にも恵まれ、昨年を2,500人ほど上回る9,500人余りの来場者があったと伺っております。

恒例の「ホタテ駅伝大会」や、昨年に続いての「あたごdeMise」、そして初めての開催となった「愛宕公園さんぽ」といった各種のイベントにも町内外から多くの皆様に参加していただき、

まつりを盛り上げていただきました。

来年度以降もこうしたイベントを継続して実施していくことにより、町の活性化とにぎわいづくりに寄与するものと期待するところであります。

次に、子育て支援事業の拡充についてであります。

既にご承知のとおり、青森県では全国でも先駆的な取組として小中学校給食費の全県無償化を掲げ、その実施に主眼を置いた「子育て支援市町村交付金」を創設いたしました。

町としては、給食費無償化について、県と協調して実施することとしておりましたので、この交付金を活用し、本年10月から小・中学校の児童・生徒を対象とした給食費の無償化を実施いたします。

また、給食費無償化と同時に、子ども医療費に係る所得制限の撤廃と対象年齢の拡大、加えて保育料の無償化についても実施することといたします。

子ども医療費については、保護者の所得にかかわらず、ゼロ歳から18歳までの全ての子供の医療保険適用後の自己負担分が無償となります。

保育料では、これまで原則有償だった3歳未満児の保育料を無償化することにより、ゼロ歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての幼児・児童の保育料が無償となります。

これら3つの子育て支援無償化事業に係る財源であります。学校給食費無償化に係る県交付金のほか、町の一般財源と新たに設置しました「子育て支援基金」の計画的な活用により対応することといたします。

こうした取組により、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して子供を産み、育てることができる環境づくりを推進してまいります。

なお、今定例会に必要な改正条例案及び補正予算案を議案として提出しておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新庁舎等建設事業についてご報告いたします。

このまま順調に工事が進みますと、本年7月中旬には庁舎棟、車庫・倉庫棟が完成します。

その後、工事検査等を経た上で、7月27日に町民を対象とした内覧会を、8月5日には新庁舎開庁式を実施する予定であります。詳細が決まり次第、議員各位及び町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

また、今定例会が、この議場で開催される最後の定例会となります。町政運営の意思決定の場として、町の長い歴史を見届けてきたこの議場には、私のみならず、議員の皆様、そして町民の皆様におかれましても万感の思いがあると存じます。

役目を終えようとしているこの議場に感謝するとともに、今後完成を迎える新庁舎議場に、その思いを受け継ぎ、議員の皆様とともに引き続き全力で町政運営に取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第1号から報告第4号までは、「専決処分した事項の報告の件について」であります。いずれも「物損事故に係る損害賠償についての和解の件」となります。

まず、報告第1号であります。令和6年2月8日、町道下町・一ノ渡線上において、相手方車両が道路の陥没箇所を通過した際に、当該車両の左前輪タイヤを損傷したもので、町は損害賠償金として1万2,502円を相手方に支払うことで和解いたしました。

報告第2号は、令和6年3月4日、町道淋代線上において、相手方車両が道路の陥没箇所を通過した際に、当該車両のフロントバンパーを損傷したもので、町は損害賠償金として9万1,076円を相手方に支払うことで和解いたしました。

報告第3号は、令和6年2月16日、町道下町・一ノ渡線上において、相手方車両が道路の陥没箇所を通過した際に、当該車両の左前輪タイヤを損傷したもので、町は損害賠償金として1万5,785円を相手方に支払うことで和解いたしました。

報告第4号は、令和6年2月27日、町道下町・一ノ渡線上において、相手方車両が道路の陥没箇所を通過した際に、当該車両の左前後輪タイヤとリヤバンパーを損傷したもので、町は事故の損害賠償金として16万3,749円を支払うことで和解いたしました。

次に、報告第5号は、「令和5年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について」であります。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費の令和5年度年割額のうち、年度内に支出が終わらなかった経費を通次繰越しをして使用するものについて、継続費繰越計算書によりご報告するものであります。

報告第6号は、「令和5年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度から令和6年度に繰り越して使用する経費について、繰越明許費繰越計算書によりご報告するものであります。

報告第7号は、「令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について」であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度の一般財団法人野辺地町観光協会予算についてご報告するものであります。

次に、承認第3号から承認第8号までは、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」についてであります。

承認第3号は、「特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」であります。

条例で引用する地方税法の規定の条ずれ等を整理するもので、令和５年に発生したホタテガイ高水温被害に係る支援対策のために速やかに施行する必要があったことから、専決処分したものであります。

承認第４号は、「野辺地町町税条例の一部を改正する条例」であります。

地方税法の一部を改正する法律等が令和６年２月21日に公布され、同日に施行されたことに伴い、当条例について所要の改正を行い、速やかに施行する必要があることから、専決処分したものであります。

承認第５号は、「野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、当条例について所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和６年４月１日と緊急を要することから、専決処分したものであります。

承認第６号は、「野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」であります。

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、当条例について所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和６年４月１日と緊急を要することから、専決処分したものであります。

承認第７号は、「野辺地町町税条例の一部を改正する条例」であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、当条例について所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和６年４月１日等と緊急を要することから、専決処分したものであります。

承認第８号は、「野辺地町水道事業条例及び野辺地町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和５年５月26日に公布され、その施行日が令和６年４月１日であることから、関係条例について所要の改正を行い、速やかに施行する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

次に、議案第38号から議案第41号までは、令和６年度の各会計の補正予算であります。

議案第38号は、「令和６年度野辺地町一般会計補正予算（第１号）」であります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１億8,700万円を追加し、予算の総額を81億2,700万円といたしました。

歳入では、学校給食費の無償化事業に係る県補助金1,603万円余りや子育て支援基金繰入金1,240万円、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億7,425万円を追加するなど、事

業の変更や国、県からの交付決定に伴う増減調整をいたしました。

歳出では、冒頭申し上げましたとおり、子育て支援対策として、すこやか医療費や子ども医療費の所得制限廃止等に伴う増額分852万円余りを増額したほか、物価高騰に直面する町民の生活支援を図るため、定額減税補足給付金に係る事業費1億1,709万円余りや低所得者支援物価高騰対策給付金事業費5,715万円余りを追加いたしました。

あわせて、人事異動に伴う給与費等の調整を行いました。

また、繰越明許費の補正は追加が1件、債務負担行為の補正は追加が1件及び廃止が1件、地方債の補正は追加が1件、変更が7件及び廃止が1件であります。

議案第39号は、「令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万円を追加し、予算の総額を15億6,854万9,000円といたしました。

歳入では、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では、人事異動に伴う給与費の調整のほか、保健事業費の増額などを行いました。

議案第40号は、「令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ552万8,000円を追加し、予算の総額を17億8,837万1,000円としました。

歳入では、県支出金の介護保険事業費補助金の増額及び一般会計からの事務費等繰入金の減額、歳出では、人事異動に伴う給与費の調整や、地域支援事業費の増額などを行いました。

議案第41号は、「令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額2億8,100万円に増減はなく、支出の営業費用等において、人事異動に伴う給与費の調整を行いました。

議案第42号は、「野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案」であります。

福祉医療費支給事務において利用する特定個人情報に、医療保険給付関係情報を加えるため提案するものであります。

議案第43号は、「野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案」であります。

小・中学校の児童・生徒及び教職員並びに学校給食共同調理場の業務に従事する者等の学校給食費の改定を行うため提案するものであります。

議案第44号は、「野辺地町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案」であります。

子ども医療費給付事業の所得制限の廃止及び給付対象者の年齢を拡大するため提案するものであります。

議案第45号は、「野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案」であります。

すこやか医療費給付事業の所得制限を廃止するため提案するものであります。

議案第46号は、「青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」であります。

令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収を、市町村において個人住民税均等割と併せて行うとされたことに伴い、共同処理する市町村税等滞納整理に関する事務に、森林環境税に係る徴収金を加える必要があることから、当事務組合の共同処理事務及び規約の変更について、議会の議決を得るため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

◎常任委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第6、常任委員会報告を議題にします。

初めに、総務常任委員会について、委員長の報告を求めます。

大湊委員長。

○総務常任委員長（大湊敏行君） おはようございます。総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、5月13日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、学校教育課指導室長、町民課長、介護・福祉課長、企画財政課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

初めに、学校教育課指導室長から本委員会の重点調査項目である「児童・生徒を取り巻く現状について」説明がありました。

「町の不登校対策については、無理に登校させたくないという考え方もありますが、人と関わることでしか学べないこともあり、学び方に違いはあっても学ぶ機会を保障することの大切さを学校とも共有しながら、将来の自立につながるような支援をしていきたいと考えております。新規の不登校を抑え、長引かないための取組として、学校訪問を通じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、町教育相談室などと連携し、情報共有しております。また、幼児や小学校のうちから教育相談を受け付け、必要に応じて通級指導につなげ、小・中学校にはスクールサポーターの配置などの支援を行っております。日々の学校生活で子供たちの居場所や出番をつくることを大事にし、学校行事などで活躍の場を提供することが、不登校や問題行動の抑止につながると考えております」と説明を受けました。

委員から「不登校の児童生徒に学びの場を確保して、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるために、町が目指すものは」との質疑に対し、学校教育課指導室長から「町の子供たちが、将来を思い描けるように学び、様々な場面を捉えて一緒に話をする機会を重ねながら、その子供に適した形で支援ができるように、それぞれの立場から関わりを持つよう願っています。不登校の場合は、無理に勉強を強いると追い込むことになるので、興味のあることや好きな学習から手をつけ、ゆっくり成長を見守りながら支援をしています」と答弁がありました。

次に、学校教育課長から「学校給食費について」説明がありました。

「学校給食費無償化については、県事業の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して、本年10月から実施します。当該交付金の交付率は10分の10で、令和6年度の交付金額は1,603万円余り、令和7年度は3,207万円余りとなります。学校給食費条例の一部改正については、近年の物価高騰によって現在の学校給食費では、適正な学校給食に支障を来す状況であるため、令和6年10月1日から、1食当たり児童生徒は40円増額、教職員及び保護者並びに調理場業務従事者は30円増額する条例案を提出します。児童生徒分は無償です」と説明を受けました。

次に、町民課長から「子ども医療費給付の所得制限撤廃及び対象年齢の拡大について」説明がありました。

「今回の支援策の拡充により、ゼロ歳から18歳までの医療費が無償化されることとなります。事業費の現行制度との比較は、令和6年度は680万円余り増額、令和7年度は2,042万円余り増額となる見込みです。対象者は、現行規則どおりで、町内に住所を有し、18歳に到達した年度末までの方が対象となります」と説明を受けました。

次に、介護・福祉課長から「野辺地町ケアプランデータ連携よりそい安心サポート事業について」説明がありました。

「介護保険制度の適正な制度の構築を推進するため、厚生労働省のモデル事業を実施することになりました。国の補助が10分の10で、現時点で県内では当町のみ実施予定です。介護保険サービス利用の適正化を最優先に、被保険者に対し、適正かつ安定した介護サービスの提供体制の維持、介護サービス事業所の持続可能な経営に向けて、業務効率化とサービスの質の強化を重点的に取り組みます。概要としては、ケアマネジャーが作成したケアプランは、事業所に紙媒体で提出されることで膨大な業務量が発生していたものをICT化によって効率化を図るため、全てのケアマネジャーと事業所を目標に、国が開発したシステムを導入します。町では各事業所に出向き伴走型支援をすることで、システム活用を促し、細かな相談にも対応します。見込まれる効果としては、業務に余裕ができ生産性が向上するとともに、被保険者への介護サービスの適正化にもつながります」と説明を受けました。

委員から「システムの稼働はいつ頃からか」との質疑に対し、介護・福祉課長から「夏頃から試み

る予定です」と答弁がありました。

次に、企画財政課長及び総務課長から本委員会の重点調査項目である「ふるさと納税の現状について」説明がありました。

企画財政課長から「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の取組について」では、「町から企業への周知PRは、町のホームページ内にコーナーを設けて、概要、税制措置のイメージ、寄附の流れを掲載するとともに、個別に企業へアプローチしながら周知を図っております。令和3年度に1件の実績があります」と説明を受けました。

続いて、総務課長から「野辺地町ふるさと納税寄附金の現状について」では、「現在、11品目を返礼品として取り扱っていますが、引き続き返礼品を増やす取組を継続していきます。返礼品の寄附金額の設定に当たっては、自治体における返礼品の調達やふるさと納税事務等に係る費用の総額に応じて判断します。他の自治体と同様となります。ふるさと納税ポータルサイトの委託状況については、既存の「さとふる」に加え、6月から「楽天ふるさと納税」を開設します」と説明を受けました。

委員から、「返礼品を選ぶ際の判断は」との質疑に対し、総務課長から「返礼品としての応募があったものや、町からの声かけにより提供いただいたものとなります。また、総務省の返礼品基準を満たしていることが必要です」と答弁がありました。

本委員会は、重点調査項目については、執行部からのこれまでの報告や説明で状況を把握してきたものを整理することとしております。

委員会は、継続審議することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長は、お戻りください。

建設産業保健衛生常任委員会について、委員長の報告を求めます。

高沢委員長、どうぞ。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） 建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、3月26日に「養殖ホタテガイ事業者激励訪問」を実施しました。出席委員は4名。参与として、町長、副町長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

養殖ホタテガイ事業者5件を訪問し、耳づくり作業の状況を視察しました。

委員会は、5月14日に開催されました。出席委員6名、説明員として副町長、総務課長、健康づくり課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

健康づくり課長から「保育料無償化事業について」説明がありました。

「国の制度により令和元年10月から3歳児から5歳児クラスまでの保育料は無償化されていますが、町では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和6年10月からゼロ歳児から2歳児クラスまでの保育料についても無償化します。事業費は、令和6年度は541万円余り、令和7年度以降は年度当たり1,082万円余りを見込んでいます。あわせて、関係規則の一部改正と保育園への説明を進める予定です」と説明を受けました。

事務調査終了後、委員より「こかぶ農家激励訪問を行うべきでは」との意見があり、実施に向けて検討していくこととなりました。

委員会は、継続審議することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 例年建設産業保健衛生常任委員会でホタテガイ事業者の激励訪問というのは、みんな耳づくりの小屋ほとんど全部歩いたと思うのですが、今年5件しか歩かなかったというのはどういう理由でしょう。

○議長（岡山義廣君） 委員長。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） 今年は、ご存じのとおりホタテガイの生育状況というか、そういうことがありまして、実際に作業をしている漁業者の方が件数が少なかったということがありまして、調整いただいた結果5件となったものであります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長、戻ってください。

◎特別委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第7、特別委員会報告を議題にします。

議会改革検討特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許可します。

赤垣委員長、どうぞ。

○議会改革検討特別委員長（赤垣義憲君） おはようございます。議会改革検討特別委員会の報告を申し上げます。

委員会は、2月28日に開催し、オンライン研修を行いました。出席委員は7名です。

研修では、全国の多数の自治体で導入実績があるタブレット端末の会議システム「サイドブックス」の説明を受け、本会議での使用など議会活動での活用を検討しました。今後調査すべき事項としては、導入に関するもののほか、使用規程、セキュリティ、議会活動での利便性、全議員が使用可能とすることなどであります。

委員会は、5月15日に開催し、中泊町への行政視察を実施しました。出席委員は7名です。

視察内容は、「議会活動へのタブレット端末導入について」です。

現地では、中泊町議会事務局長、中泊町総務課行政担当及び関係職員から、実機を用いて、タブレット端末導入の経緯、導入によるメリットなど説明を受けたほか、導入に必要な環境整備や、運用規程制定の必要性を確認することができました。しかし、議会活動での利便性については、依然として調査が必要であります。

委員会では、会議システムの実機研修を行うとともに、議会活動へのタブレット端末導入について、引き続き調査を進めることとしております。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「町民に開かれた議会の構築並びに議会の充実及び活性化に関する調査」についての中間報告となります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

どうぞ、お戻りください。

次に、統合小学校新築事業調査特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

大湊委員長。

○統合小学校新築事業調査特別委員長（大湊敏行君） 統合小学校新築事業調査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、全議員で構成されており、その経過と結果については全ての議員の皆さんがご承知のことと思いますので、詳細については省略させていただきます。

委員会は5月24日に開催されました。出席委員は10名。説明員として町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、企画財政課長、健康づくり課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「統合小学校新築事業基本構想案について」「耐力度調査業務について」であります。

町長より「教育委員会では令和5年7月に検討委員会を組織し、令和6年3月に基本構想案をまとめました。その後、パブリックコメントを行い最終案としたものです。さらに令和6年5月20日に契約した耐力度調査業務についても本日申し上げます。なお、新庁舎建設のために協力いただいている原子力立地給付金を原資として、引き続き統合小学校建設事業にも活用させていただきたい

と考えております」と説明を受けました。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「統合小学校新築事業に関する審査及び課題の検証等」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） 全員で構成しておりますので、報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長は自席にお戻りください。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前１０時１６分）